

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月1日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18名）

農業委員 （8名）

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
5番 福江 晋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 （10名）

笹本 和彦
池田 信文
江下 久子
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
内田 圭一郎
浦田 進
内田 秀敏
田久保 孝一

欠席委員 （農業委員0名）

（推進委員0名）

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(あっせん)

追加

- 議案第 30 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	皆さん、おはようございます。 議事に入る前に事務局より説明がありますので、よろしくをお願いします。
事務局	(農地所有適格法人について説明)
議長	説明が終わりましたので、ただいまより第 9 回総会を開催いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 10 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、1 番の野口委員と 2 番の西村委員よろしくをお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 26 号 7 件、議案第 27 号 1 件、議案 28 号 3 件、議案第 29 号 2 件となっております。 それでは引き続き報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による契約報告について、別紙関係人より解約報告を 1 件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	(解約報告)

議長	<p>続きますして、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>24日に内田推進委員と連絡を取って、〇〇さんと話をし、生前贈与ということで、間違いないと確認をしました。以上です。</p>
内田推進委員 議長	<p>私からは特にございません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第26号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きますして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進員から調査報告をお願いします。
野口委員	<p>2月23日に、〇〇さんと〇〇さんに日程調整のため電話して、両名とも、この土地については場所は確認できていて、契約等内容につきましても、問題なく了承ということでした。</p> <p>それで、28日に現地確認しましたが、今のところ何も耕作されておらず、雑草が生えてた状況で、耕作しようと思ったらすぐ耕作できるかなという状況でした。以上です。</p>
池田推進委員	これ以上付け加えることはありません。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第26号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。
江下推進委員	25日に、現地に会長さんで行きまして、〇〇さん、〇〇さんと一緒に、現地を見まして、問題なく綺麗にしてありました。

議長	<p>そして、米2俵というのが米2袋に訂正ということでした。以上です。</p> <p>続けて私から報告します。 間違いのないと思います。 調査報告が終わりました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第26号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>28日に、浦田推進委員と現地へ確認に行き参りました。 現地の方に、譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇農園の農業関係の窓口担当となっている〇〇さんに来ていただきました。 この土地は、〇〇さんが15年ぐらい前に購入したときは、法人を設立しておられませんでしたので、親戚の〇〇さんの名義にされておりました。 今回、農業法人を設立したということで、名義を法人にするということでした。そのため、対価はなしということです。 現地の方ですけども、購入当時から米を作っておられましたが、引き続き、これからも米を作っていくということで報告を受けました。以上です。</p>

<p>浦田推進 委員 議長</p>	<p>今、市丸委員がいわれた通りで、間違いも話のずれもありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第26号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>福江委員</p>	<p>24日に、内田推進委員と連絡を取って、近所の方ということで確認を取ってもらっております。あとは内田推進委員からお願いします。</p>
<p>内田推進 委員</p>	<p>24日に〇〇さんと会いまして、間違いなく息子さんに譲渡するということでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p>

	<p>議案第26号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、6番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員および笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>譲渡人が〇〇神社ということで、区内にある神社ですけども、代表が〇〇神社の宮司の〇〇さんと現在なっております。</p> <p>当該農地については、50年以上前から〇〇さんがみかんを栽培されていて、現在も高畝で良好な管理をされている農地になっています。</p> <p>土地自体が、神社名義になっていることで、区としても以前から一つの課題となっていたということを区長さんから聞いております。</p> <p>今回、〇〇神社の代表の登記変更にあわせて、所有権移転も一緒に行いたいということで、〇〇神社の〇〇さんにも要望をされているという状況を確認しました。以上です。</p>
笹本推進委員	<p>〇〇神社の宮司の先代の〇〇さんが亡くなって、今の宮司さんが認めてくれましたので、今回の申請になっているということです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第26号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお</p>

	<p>願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>譲渡人の〇〇さんと譲受人のお父さんの〇〇さんに同席していただきまして、内田推進委員と4人で現地を確認してきました。</p> <p>両者の合意で、内容等は問題ありませんでした。</p> <p>それで、〇〇さんは、将来的には周辺農地も集約して、根域制限とか、いろんな事業に取り組んだ高収益のみかんを作っていくたいという意見を聞いて帰った次第です。以上です。</p>
内田推進委員	<p>対価については、本人同士の話し合いで、双方納得しているということでした。</p> <p>それと、〇〇さんが、今後、周辺農地を集約したいと思っているということでしたので、今後、認定農業者になってもらって事業をしてもらった方が補助があって良いですよと、そういう方向で行かれたらどうですかという話をしてきました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第26号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお</p>

	<p>願います。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、7番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。 説明資料は33～34ページとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>25日に、浦田推進委員と現地確認に行ってきました。 譲渡人の〇〇さんは、大阪在住ですので、電話でご主人が対応をしていただきました。 ここは、12月に農振除外申請をされて、許可が下りたということで、今回の所有権移転ということで上がっています。 〇〇さんは、板金の仕事をされておられますので、今回、土地を購入して、駐車場兼資材置場にするということでした。 土地は対価がありませんけれども、この家と宅地を購入した時に、一緒にこの農地もひっくるめて契約されておられたということで、対価はないということでした。 家の横の土地は、平地で草払いをしてあって、資材置場に使用することができます。家の前の土地は、切土して下手の方から車が入れるようにするということができた。 町道沿いは、ブロック積をして盛土分が崩れないように対応するということができた。以上です。</p>

<p>浦田推進 委員 議長</p>	<p>市丸農業委員の報告と一緒にです。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第27号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第27号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>田島推進 委員</p>	<p>25日に、江下推進委員、会長と〇〇さん、〇〇さんと5名で現地を確認してきました。</p> <p>〇〇さんの購入された隣の畑には、お茶が植えてあって、今回、購入予定の農地にもお茶を植えたいということでした。</p> <p>現在の畑は、年に2回ぐらい草払いをしてあり、綺麗にしていました。</p> <p>賃借料の対価がありませんけど、お茶は、植付してから約6年間は収穫できないということなので、5年後の更新のときに対価を考えるという話を聞</p>

議長	<p>きました。以上です。</p> <p>続けて私から報告します。 田島推進委員から報告があったとおりです。 調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第28号1番について申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>24日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さん立会いのもと、現地確認等を行いました。</p> <p>農地については、みかんが植えてありました。今回、みかんを植えてあるところを借りられるということで、2人ともこれで良いですということで、快く話は進められまして、内容等についても両者とも了承されました。以上です。</p>
池田推進委員	<p>話が少しずれますが、〇〇さんに、まだ、受ける余力はありますかと聞いたところ、もう無理ですという返事をいただきました。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第28号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 つづきまして、3番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>25日に、会長と〇〇さんと〇〇さんと一緒に現地を見に行きまして、賃借料についても内容等間違いはないということで簡単に終わりました。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。 江下推進委員の報告のとおりで、問題ありませんでした。 調査報告が終わりました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第28号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第29号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化推進法による所有権移転）について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎農業委員及び市丸農業委員から補足の説明はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第29号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の川崎農業委員及び内田推進委員から補足の説明はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第29号2番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>ここで、追加議案がございますので、事務局より議案の配布をお願いします。</p> <p>(議案配布)</p>
議長	<p>それでは審議に入りたいと思います。</p> <p>追加議案第30号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第30号について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>追加議案第30号について、委嘱することに同意する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>ます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、追加議案第30号は、委嘱することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言等があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第9回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 3 月 1 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 西 村 正 史